

垂井町新型コロナウイルス感染症対策の基本方針

令和3年5月15日

垂井町長 早野 博文

国は、5月7日、岐阜県を「まん延防止等重点措置」区域に指定し、期間を5月9日から5月31日までと決めました。県においては、重点措置を講じるべき区域を拡大するなど、感染拡大防止策の強化に取り組んでいます。

町民の皆さまには、引き続き、基本的な感染防止対策（マスク着用、手指衛生、三密回避など）を確実に実践し、下記についてのご協力をよろしくお願いいたします。

- (1) 日中を含めた不要不急の外出・移動の自粛
- (2) 愛知県をはじめ、緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域との往来自粛
- (3) 自宅を含めて、大人数・長時間での飲食及び河川敷等におけるバーベキューの自粛

これを受け、本町は、垂井町新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、垂井町又は町が事務局を有する団体が主催するイベント・行事及び町の施設の利用については、下記のとおり取り扱うことと決定しました。

※ 共通する事項

- ・ 入場者数を制限し、滞在時間を短時間として管理運営に努める。
- ・ 来場者の連絡先の登録、確認に努める。
- ・ 来場者へ健康チェック(検温、マスク着用)を事前に依頼する。
- ・ 可動席を使用する場合は、席と席の間隔を空けて設置し、固定席を使用する場合は、前後左右の隣接する席を空けて使用する。
- ・ 受付等列をなす場所においては、列の間隔を確保するための床サイン等を実施する。
- ・ 大声での発声、歌唱、声援又は近接した距離での会話が想定されるイベントは控える。
- ・ 多数の人が触れる場所は、消毒を重点的に実施する。
- ・ 人と人の距離を安定して確保できない場合は、基本的に開催を控える。コンサート等の立ち見等は控える。
- ・ 無人施設においては、3密回避、手洗い・うがいの励行を看板掲示等により呼びかけを行う。
- ・ 主催者や来場者に対して、適切な感染防止対策を踏まえた施設利用をするよう徹底する(施設借上げ時の説明、チェックリストの提出等)。
- ・ 開催や利用は、当分の間、原則として午後8時までとする。

(1) 屋内の催事施設

- ・ 多数の人が触れる部分は、重点的に消毒を実施する。

(例) ・ 受付カウンター、待合イス、自動販売機のスイッチ
・ 共用物 (遊具、健康器具、ボタン・スイッチ類、マイク等)

- ・ 利用者への呼びかけ (ポスター、放送等) を実施する。

(例) ・ 必ずマスクを着用しましょう。
・ 空いている時間帯に利用しましょう。
・ 長時間の滞在は控えましょう。
・ 受付に並ぶ際は距離を保ちましょう。
・ 大声での会話は控えましょう。
・ 発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください。

- ・ 当面は、原則として収容定員の半分以下の参加人数のイベントに限って実施する (1 イベントあたり。時間をずらす等の工夫は可能)。
- ・ 以下のようなイベントの開催は控える。

(例) ・ グループ討論、ワークショップ方式の講座等
・ 大声の発声を伴ったり、マスクの着用など感染防止対策の徹底ができないスポーツやレクリエーション

- ・ 可能な場合、入口と出口とを分離、また、見学ルートを設定する。

※ ふれあいプラザ夢の屋は当面休止です。

(2) 屋外の催事施設

- ・ 遊具、アトラクションに関する感染防止対策（遊具等使用後の手洗いの励行周知、場合によっては使用制限等）を実施する。
- ・ 多数の人が触れる部分は、重点的に消毒を実施する。

(例) ・ 自動販売機のスイッチ
・ 屋外トイレのドアノブ、流水レバー、遊具等

- ・ 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施する。

(例) ・ 必ずマスクを着用しましょう。
・ 空いている時間帯に利用しましょう。
・ 長時間の滞在は控えましょう。
・ 受付に並ぶ際は距離を保ちましょう。
・ 発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください。

- ・ 当面は、原則として人と人との距離（できるだけ2m）を十分に確保できるイベントに限って実施する（1イベントあたり。時間をずらす等の工夫は可能）。
- ・ 屋内に比べて不特定多数が集まることが想定されるため、会場整理を行う者を十分に配置する。
- ・ 以下のようなイベントの開催は控える。

(例) ・ 大声の発声を伴ったり、マスクの着用など感染防止対策の徹底ができないスポーツやレクリエーション

本町では、引き続き、国や県、郡医師会と連携を図りながら、高齢者から開始されるワクチン接種に向けて、準備を進めています。

町民の皆さまにおかれましては、引き続き、基本的な感染予防対策を徹底し、オール垂井でこの難局に立ち向かいきましょう。

皆さまのご理解とご協力をお願いします。